

不動産賃貸契約書

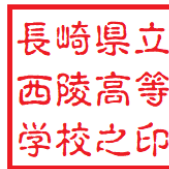
貸主 長崎県立西陵高等学校 (以下、甲)

借主 ツバメ (以下、乙)

- 1 甲は乙に対して営巣場所を提供するものとする。
- 2 営巣場所は長崎県諫早市多良見町化屋1387-2 長崎県立西陵高等学校 A棟2階職員室前ベランダとする。
- 3 賃料は無料とする。
- 4 乙は甲の周辺の森の餌を無料で得られるものとする。
- 5 乙は甲の生徒や職員に幸せを提供するものとする。
- 6 賃貸期間は雛が巣立つ日までとする。
- 7 本契約の解除については別途定めるものとする。

令和3年4月12日

長崎県立西陵高等学校



ツバメ

